

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

非自発的失業者への 国民健康保険税軽減措置

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには？

軽減を受けるには申請が必要です。特定受給資格者、特定理由離職者の判定は雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより、判定いたします。申請の際は、必ず雇用保険受給資格者証をご持参ください。

なお、軽減は申請月の翌月納期分からの調整となります。

問い合わせ

秦野市役所国保年金課国民健康保険担当

電話 0463-82-9613(直通)

どんなときに軽減措置を受けられるの？

<スタート>

